介護老人保健施設短期入所療養介護 重要事項説明書

1:事業の目的・運営方針

(1) 事業の目的

介護老人保健施設は、要介護状態または要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」)に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の介護を提供し、利用者の能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援します。

(2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の援助を行い、療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立った指定短期療養介護を提供する。
- ② 指定短期療養介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2:施設概要

- ①事業所の名称・及び所在地
 - ・事業所名 介護老人保健施設あじさい (介護保険指定番号 1850180090 号)
 - ・所在地 福井市西下野町15号12番地 TEL:0776-33-5911
 - 管理者名 大門 和 (医師)

②入所定員

入所 100名

4人部屋 19室(内:認知棟7室・一般棟12室)

2 人部屋 1室(内:認知棟1室) 従来型個室 A型 2室(内:一般棟2室)

従来型個室 B型 20室(内:一般棟10室・認知棟10室)

③職員体制

叶红	245 #11	그는 산수 #되	- //- #±L
1	常勤	非常勤	(包)到
医師	1人以上		
看護職員	9.8人以上		1人以上
介護職員	2 5 人以上		4人以上
支援相談員	1. 0	人以上	
リハビリ技師(PT・OT・ST)	1. 0	人以上	
管理栄養士		人以上	

介護支援専門員	1.0人以上	
事務職員	1.0人以上	
薬剤師	0.34人以上	

3:短期入所療養介護の通常事業の実施地域

通常の事業の実施区域は次のとおりとする。 一 福井市 一

4:緊急時の対応

心肺停止、またはそれに近い状態になったときには、病院に救急搬送します。

あじさいでの「気管内挿管」は出来ません。バックマスクによる人工呼吸と心臓マッサージを 行いながら救急車到着を待ち、迅速に病院に搬送します。

5:短期入所サービス内容

- ① 利用者の能力に応じた介護及び介護指導
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ サービス担当者会議開催(各職種合同の看護介護方針の会議)
- ④ 食事: 医師の指示のもと、管理栄養士による病状に合わせた食事(心臓食。糖尿病食等)、 身体状況に合わせた食事(刻み食、粥等)の提供。
- ※ 利用時間の変更は、食事の準備がありますので昼食10:00 夕食16:00 までに必ずご連絡下さい。
 - ⑤ 入浴:一般の浴槽、利用者の身体に応じた特別浴槽での入浴。原則週2回の入浴。但し、 利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。
 - ⑥ 機能訓練: i 日常生活動作におけるリハビリテーションを中心に、レクリエーション 体操、作業を通じて機能の回復訓練を行います。
 - ii リハビリ計画の立案、説明し承諾を頂きます。
 - ⑦ 医学的管理、看護:医師・看護師による日常的な医療管理
 - ⑧ 相談援助サービス:利用者やご家族の生活相談、悩み事について支援相談員が応じます。 解決に必要な方法、社会的サービスについて相談、援助します。
 - ⑨ 行政手続き代行:支援相談員が手続きに関する援助又は代行します。
 - ① その他:健康チェック、介護教室、爪切り、耳の垢取りなどの介護を適宜行います。
 - ① 転倒・転落等事故について:身体の状況などにより転倒、転落等の可能性が大きいと思われる場合には、必要な対策を適時講じます。その際、承諾を頂きます。
 - ② 自宅とあじさいへの送迎:車椅子等で送迎が困難な時やその他希望がある場合は、あじさいと自宅間を送迎します。但し、土日祝日または夜間(17:00以降)は送迎体制がない為送迎できません。

6:利用料、その他費用、支払い方法

①基本利用料

(○で囲んである事項が対象となります)

一般多床室の場合

(単位:単位数)

(単位:単位数)

要介護 1	902	要介護 2	979
要介護3	1, 044	要介護 4	1, 102
要介護 5	1, 161		

従来型個室 A 型・B 型の場合

要介護 1	8 1 9	要介護 2	8 9 3
要介護 3	9 5 8	要介護 4	1, 017
要介護 5	1, 074		

認知症多床室の場合

要介護 1	902	要介護 2	9 7 9
要介護3	1, 044	要介護4	1, 102
要介護 5	1, 161		

②日帰りショートの場合

特定介護老人保健施設短期入所	(3時間以上4時間未満)	664/日
特定介護老人保健施設短期入所	(4時間以上6時間未満)	927/目
特定介護老人保健施設短期入所	(6時間以上8時間未満)	1,296/目

③施設体制に関する加算(○で囲んである事項が加算の対象となります)(単位:単位数)

サービス提供	22/日	職員体制において、介護職員の総数の内、介護福祉士が80%以上配
体制強化加算 I		置もしくは、勤続 10 年以上の介護福祉士 35%以上配置されている場
		合に加算されます。
サービス提供	18/日	職員体制において、介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配
体制強化加算Ⅱ		置されている場合に加算されます。
サービス提供	6/日	① 職員体制において、介護職員の総数の内、介護福祉士が50%以
体制強化加算Ⅲ		上配置されている場合。
		② 職員体制において、常勤職員が75%以上配置されている場合。
		③ 直接提供する職員の総数の内、勤続年数が7年以上であるものが
		30%以上配置されている場合。
		①②③いずれかに該当する場合加算されます
夜勤職員配置加算	24/日	夜勤帯の職員体制において以下の体制がとれている場合加算
		されます。
		【41 床以上の場合】
		入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤

		を行う介護職員・看護職員を、2名を超えて配置していること。
		【41 床未満】
		入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤
		を行う介護職員・看護職員を、1名を超えて配置していること。
在宅復帰・在宅療養支援	5 1/目	基本型老健のみ要件を満たしていれば算定可能。
機能加算I		
在宅復帰·在宅療養支援	5 1/日	在宅強化型老健のみ要件を満たしていれば算定可能。
機能加算Ⅱ		
認知症専門ケア加算 I	3/目	中度以上の認知症の方が入所者の半数を占め、認知症介
		護実践リーダー研修修了者が、利用者20名に対し1名
		以上配置されており、職員間で定期的に会議されている
		場合にのみ加算されます。
		※認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置に
		ついて認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置。
認知症専門ケア加算Ⅱ	$4/\exists$	認知症専門ケア加算Iの要件を満たし、かつ認知症介護
		指導者研修修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症
		ケアの指導等を実施していること。
		介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施又は実施
		を予定している場合のみ加算されます。
		※認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置に
		ついて認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置。
介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の7,5%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の7,1%を加算
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の5, 4%を加算
介護職員処遇改善加算(IV)		所定単位数の4,4%を加算
介護職員処遇改善加算(V)	$(1) \sim (14)$	現行の3加算の取得条件に基づく加算率

④食事に関する加算

療養食加算	8/回(1日に	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算され
	つき3回限度)	ます。

⑤リハビリテーションに関する加算(〇で囲んである事項が加算の対象となります)

(単位:単位数)

(単位:単位数)

個別リハビリテーション実施加算	240/回	入所者の方に対し、医師、看護職員、理学療法
		士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用
		者ごとに個別にリハビリテーション計画を作
		成し当該リハビリテーション計画に基づき、医

	師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療
	法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーショ
	ンを実施した場合に加算いたします。

⑥送迎に関する加算

(単位:単位数)

送迎加算(片道) 184

⑦その他加算 (必要に応じ請求いたします)(○で囲んである事項が加算の対象となります) (単位:単位数)

重度療養管理加算	120/日	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定
		める状態の方(注1)に対して、医学的管理のも
		と受入を行った場合に加算。
緊急時施設療養費	518/日	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要
		となる場合において緊急的な治療管理としての
		投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定。
緊急短期入所受入加算	9 0 / 目	利用者の状態や家族の事情等により、居宅計画に
※利用開始した日から起算して7日		ない緊急の受入を行った場合に加算。
(利用者の日常生活上の世話を行う		
家族の疾病等やむを得ない事情があ		
る場合は14日)を限度。		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	認知症症状により、在宅生活が困難と医師が判断
(7日間を上限)		された方の緊急受入れを行った場合に加算。
認知症ケア加算	7 6 / 目	認知症専門棟に入所し、個別にケアを受けた場合
		に加算。
若年性認知症利用者受入加算	120/日	若年性認知症患者の受入を行った場合に加算。
若年性認知症利用者受入加算	60/目	若年性認知症患者の受入を行った場合に加算。
(特定介護老人保健施設短期入所)		(特定介護老人保健施設短期入所の場合)
総合医学管理加算	275/日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において
		計画的に行うこととなっていない指定短期入所
		を行った場合に、10 日間を限度として 1 日につ
		き所定単位数を加算。
		診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、駐
		車、処置等を行うこと。
		診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、
		検査、駐車、処置等の内容等を診療録に記載する
		こと。
		利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意

		を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添え
		て必要な情報の提供を行うこと。
	50/回	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施
日江在109331日7月34		した場合において、利用者の同意を得て、歯科医
		療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結
		果を状況提供した場合に、1月に1回に限り所定
		単位数を加算する。
		事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を
		行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号
		に C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績が
		ある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指
		示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談
		等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取
		り決めていること。
生産性向上推進体制加算(I)	100/月	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)
		のデータにより業務改善の取組による成果が確認され
		ていること。
		見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
		職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)
		の取組等を行っていること。
		1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示す
		データの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員
		の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開
		催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラ
		インに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
		 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している
		こと。
		1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示す
		データの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
	 所定単位	以下の基準に適合していない場合
A 13 TEMPLET ELT NO MENAST	数の	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する
	1.0%を減算	サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時
	1. 0 /0 2 /0 4	の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計
		の仲間(平角の未毎円用を図るための計画(未毎 N 和 和 和) 画)を策定すること
		- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
		※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん
		延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具
		体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しな

		V ₀	
		•	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置	
	数の	が講じられていない場合	
	1.0%を減算	・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電	
		話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、そ	
		の結果について、従業者に周知徹底を図ること。	
		・虐待の防止のための指針を整備すること。	
		・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実	
		施すること。	
		・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位	以下いずれかの基準を満たしていない場合。	
	数の	・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ	
	1.0%を減算	の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理	
		由を記録しなければならない。	
		・身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を	
		講じなければならない。	
		一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委	
		員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも	
		のとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その	
		結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を	
		図ること。	
		二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ	
		と。	
		三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の	
		適正化のための研修を定期的に実施すること。	

*福井市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に10.14円を乗じた金額の 1割が自己負担となります。ただし、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の 関係で、差異が生じる場合があります。

(注1)

以下のいずれかに該当する状態

・常時頻回の喀痰吸引を実施している・呼吸障害等により人口呼吸器を使用している・中心静脈注射を実施している・呼人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している・膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4以上であり、ストーマの処置を実施している・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている・褥瘡に対する治療を実施している・気管切開が行われている

⑧その他(介護保険外の自費)(○で囲んである事項が対象となります)

○滞在費

	一般多床室	7 6 0 円/日
	従来型個室 A 型	1,880円/日
居住環境による類型	従来型個室 B 型 (一般棟)	2, 170円/日
	認知症多床室	760円/日
	従来型個室 B 型 (認知棟)	2, 170円/日

○ 食費

	1 7500/10	朝食	425円/1日
食費	1, 750円/1日 (内訳は右記のように なります)	昼食	670円/1日
(4) 4)		夕食	655円/1日

○その他の実費

日常生活費	300円/1月	電気代	1種類/100円
洗濯代	610円/1回	行事参加費	実費
理美容代	1,000円/1回	ゆびガード	450円
コットンパンツ	3,700円		
歯ブラシ代	3種類あり	170円・210円・	320円/本

^{*}日常生活費は、利用者の必要範囲に応じて設定する事もできます。別紙のとおり。

⑨支払方法

毎月13日前後に前月分の請求書を発行します。支払い方法については引き落としか、銀行振り込みの2方法とさせていただいております。引き落としをご希望の方は、別紙の「預金口座振替依頼書」にご記入いただき、毎月引き落としがされる27日までにはご準備をお願いいたします。またお振込みをご希望の方は下記の振込先へ31日までにお振込み下さい。なお領収書については医療費控除対象となる場合がありますので、大切に保管下さい。再発行はお断りしています。(引き落とし、振込み確認日が土日祝日の場合、以降の平日にさせていただきます。)

振 込 先

振込先:福井信用金庫 工大前店口座番号:普通0193306

口座名:老人保健施設あじさい 施設長 大門 和

※31日までに振込がない場合は次月請求書の未収金欄に載ることがあります。

^{*}各種証明書 1通につき1,100円 となります。

7:減免制度(利用料減額)について

- ① 高額介護サービス費の支給:サービスにかかる利用者負担の世帯 1ヶ月合計額が、ある一定額を超えた時、申請により越えた分が後から支給されます。対象者は市役所から直接お知らせが送付されます。その際は担当のケアマネジャーへご相談下さい。
- ② 特定入所者介護サービス費:入所施設サービス利用者で一定の条件を満たしている方の、入所 時にかかる居住費、食費が減額となる制度です。利用にあたって は各市町村への申請が必要になります。担当のケアマネジャーへ ご相談下さい。

8:利用にあたっての留意事項

- 外出:事前に療養棟サービ、スステーションへ確認をとり、前日までに外出・外泊届を提出してください。
- 飲酒、喫煙:禁止しております。
- ・ 火気の取り扱い:施設内・敷地内の火気取り扱いは厳禁します。喫煙場所はありません。
- ・ 設備、備品の利用:事前に職員の了解を取ってからご利用下さい。
- ・ 所持品、備品等の持ち込み:個人別タンス等をご利用下さい。
- ・ 金銭、貴重品の管理:ご家族を含めた個人管理をお願いします。なお、金銭等の必要な場合 は事前に連絡致します。
- 宗教活動:施設での布教活動はご遠慮下さい。
- ペットの持ち込み:ご遠慮下さい。

9:協力機関等

- 協力医療機関 光陽生協病院(福井市光陽3-10-24)光陽生協クリニック(福井市光陽3-9-23)
- 協力歯科期間 光陽生協歯科診療所(福井市光陽2-18-15)
- 緊急時の連絡 緊急の場合「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10:非常災害対策

- ・ 防災設備 ― スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段、非常滑り台、火災受信機、 自動火災報知機
- 防災訓練 年2回以上

11:禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

12:秘密の保持

当事業所の職員は、業務上知り得た個人の秘密は一切漏らしません。しかし、介護保険運営上、 サービス担当者会議などにおいて個人情報を用いる場合がありますので、本書面にて同意を得 させていただきますのでご協力の程お願いいたします。また利用者、家族から情報の開示の希 望があった場合は、基本的に開示を行います。

13:苦情申し立てと処理について

あじさいでの苦情及び疑問、ご要望は、気兼ねなく当施設の職員にお申し出下さい。又所定の場所 (1階事務所前・各療養棟廊下) に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。苦情処理窓口として、下記の関係者が中心となって対応を行います。また、苦情解決にあたり中立性を保つため、第三者委員も設けています。

(苦情受付時間は基本的に8:30~17:30となります)

(11)			
苦情受付担当者			
• 苦情受付担当者	青山昭一 (寿の会事務局長)	$0\ 7\ 7\ 6 - 3\ 3 - 5\ 9\ 1\ 1$	
• 苦情解決責任者	佐々木紀明 (寿の会理事長)	$0\ 7\ 7\ 6 - 3\ 3 - 5\ 9\ 1\ 1$	
・第三者委員	松永久美恵(東安居地区民生委員)	0776 - 26 - 2499	
・同上	森國典昭	$0\ 7\ 7\ 6 - 3\ 5 - 1\ 1\ 1\ 5$	

面接、電話、書面、苦情意見箱などで受け付け、受付担当者を通じ解決責任者へ連絡し、関係者 で解決に向けた協議の上、ご報告させて頂きます。第三者委員に直接申し出ることも可能です。 苦情内容については記録を行い、施設内掲示板にて改善内容を掲示いたします。

更に、以下の機関が苦情相談窓口を設置しております。

市町等介護保険担当窓口 市町等名 担当課名 電話番号 介護保険課 福井市 0776-20-5715 敦賀市 長寿福祉課 0770-22-8180 小浜市 健康長寿課 0770-53-1111 大野市 社会福祉課 0779-66-1111 勝山市 健康長寿課(福祉健康センター「すこやか」内) 0779-88-1111 長寿福祉課 鯖江市 0778-53-2218 越前市 長寿福祉課介護保険室 0778-22-3715

市町等介護保険担当窓口

市町等名	担 当 課 名	電話番号
あわら市	健康長寿課(金津庁舎)	0776-73-8022
坂井市	健康福祉課	0776-50-3040
永平寺町	福祉保健課	0776-64-2211
坂井地区介護保険広域連合	介護保険課	0776-72-3305
池田町	町民生活課	0778-44-8000
南越前町	保健福祉課	0778-47-8009
越前町	高齢福祉課	0778-34-1234
美浜町	福祉保険課	0770-32-6704
高浜町	保健福祉課	0770-72-5887
おおい町	住民福祉課	0770-77-1155
若狭町	福祉健康課	0770-62-2703

14:事故発生時の対応について

あじさいでの短期入所療養介護提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・ご家族・担当 居宅介護支援事業所に連絡すると共に、状況に応じて適切な病院へ搬送、処置を行います。

また、サービスの提供によりあじさいが賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、あじさいに責任が及ばない事由による事故に関しては、この限りではありません。

15:身体拘束について

- ① 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し施設長が判断し、身体拘束又は利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、利用者本人また家族に対して説明を行い、同意を得ることとします。
- ② 身体拘束を行った場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった事由を診療録に記載します。
- ③ 管理者及び従業者で構成する「身体拘束適正化委員会」を設置し、身体拘束ゼロを目指します。

以上